

一般社団法人ペットフード協会会長  
一般社団法人日本ペット用品工業会会長  
一般社団法人全国ペットフード・用品卸商協会会長

宛

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課  
課長補佐（愛玩動物用飼料対策班担当）

ペットフードの基準・規格への適合状況の確認及びそのための検査方法  
（注意喚起）

日頃よりペットフードの安全確保に御尽力いただき感謝申し上げます。

輸入ペットフードにおけるペットフード安全法第5条の基準・規格への適合状況の確認については、昨年8月21日付けの事務連絡（別添）により注意喚起したところです。

また、ペットフードの検査方法につきましては、「愛玩動物用飼料等の検査法」（平成21年9月1日付け21消技第1764号独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長通知。以下、「公定法」という。）により実施することとしております。

今般、海外で製造したペットフードについて、輸入業者が基準・規格への適合状況を確認するため、製造国の分析機関で検査したところ、その検査法が公定法と異なる方法であったため、公定法による分析値よりも低い値しか得られていなかった事例がありました。

この事例では、検査された製品が基準・規格に適合していたため、特段問題となることはありませんでしたが、公定法によらずに適合検査を行った場合には、FAMICによる検査の際に、基準・規格違反を示す結果が出る可能性があります。

基準・規格違反となった場合には、事業者が告知、回収又は廃棄等を行うこととなるほか、FAMICによる集取品の検査結果として、国及びFAMICのホームページで公表され、さらに、ペットの健康被害が想定される場合には、プレスリリースすることになります。

このような事態を避けるため、ペットフードの基準・規格への適合状況を確認する場合には、下記について、確認忘れがないよう注意していただくよう、貴協会会員への周知徹底をお願いいたします。

記

- 1 輸入品の場合は、製造国の基準に適合していても、我が国の基準・規格では違反となる場合があるため、販売前に我が国の基準・規格に適合していることを必ず確認すること。
- 2 我が国で販売するペットフードの基準・規格への適合状況を確認するための検査を実施する場合は、ペットフード安全法に基づく公定法（<http://www.famic.go.jp/ffis/pet/sub4.html>）により行うこと。

事 務 連 絡  
平成25年8月21日

一般社団法人ペットフード協会会長  
一般社団法人日本ペット用品工業会会長  
一般社団法人全国ペットフード・用品卸商協会会長

） 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課  
課長補佐（愛玩動物用飼料対策班担当）

輸入ペットフードを販売する際の基準・規格への適合状況の確認  
（注意喚起）

今般、犬猫用の輸入サプリメントを輸入・販売する事業者が、販売を開始した後に製品の自主検査を行ったところ、「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律」（平成20年6月18日法律第83号、以下「法」。）第5条第1項の成分規格に適合しないことがわかり、自主回収を行う事例がありました。

当該事案は、販売前に我が国の基準・規格に適合していることの確認を怠ったことが原因であり、未然に防止できたものと考えられます。

つきましては、ペットフードの輸入に当たっては、下記に一層の注意を図られますよう、貴会員への周知徹底につきご協力をお願いいたします。

#### 記

- 1 サプリメントを含め、ペットフードを輸入する場合は、販売前に我が国の基準・規格に適合していることを確実に確認すること。
- 2 販売後に自主検査等により成分規格に適合しないことを確認した場合は、局長通知「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律の施行について」（URL：[http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/petfood/p\\_law/08.html](http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/petfood/p_law/08.html)）の第2の5（事業者の責務）に従い、一刻も早く回収を行う等適切に対処するとともに、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課（愛玩動物用飼料対策班）へ速やかに連絡すること。